

諮詢番号：平成31年度諮詢第3号

答申番号：平成31年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、車台番号「[]」の原動機付自転車（以下「本件原動機付自転車」という。）について、標識番号「神戸市[]」の交付を受け、神戸市[]を主たる定置場として所有していた。
- 2 審査請求人は、平成29年3月17日、処分庁に対し、同日付け軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）により、本件原動機付自転車について、譲渡した旨を申告するとともに、標識番号「神戸市[]」の標識を返納した。
- 3 審査請求人は、平成30年9月20日、処分庁に対し、同日付け軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書により、本件原動機付自動車について、標識の交付を申請し、処分庁は、審査請求人に対し、標識番号「神戸市[]」の標識を交付した。
- 4 審査請求人は、平成30年9月25日、処分庁に対し、同日付け軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）により、本件原動機付自転車について、譲渡した旨を申告するとともに、標識番号「神戸市[]」の標識を返納した。
- 5 処分庁は、平成30年10月15日、審査請求人に対し、本件原動機付自転車

の軽自動車税について、同日付け平成30年度軽自動車税納税通知書兼領収証書（車検用納税証明書）（区□通知書番号□□□□）により平成29年度を賦課年度とする賦課処分（以下「本件処分1」という。）を、同日付け平成30年度軽自動車税納税通知書兼領収証書（車検用納税証明書）（区□通知書番号□□□□）により平成30年度を賦課年度とする賦課処分（以下「本件処分2」という。）をそれぞれ行った。

6 審査請求人は、平成30年12月10日、本件処分1及び本件処分2の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 当該事例は未成年の子（□□□□）が通学目的で本件原動機付自転車を使用するに当たり、審査請求人名義で所有していたところ、卒業するに当たり使用目的がなくなった。しかしながら、本件原動機付自転車は十分使用に耐えるため節税目的で一旦ナンバープレートを返納していた。
- (2) 過年、審査請求人が通勤目的で本件原動機付自転車を使用するため、ナンバープレートを自家用自動車協会へ先述の理由と節税中であることを添えて申請したところ、「税金逃れで3月に登録を抹消し新年度すぐに再登録する輩がいる」との理由で過去に遡って税金を課する場合があるとの説明を受け、真面目な納税者が馬鹿を見るような神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第14条の解釈運用に疑問を持ち、当該再登録を取り消しているにもかかわらず、本件処分1及び本件処分2を行ったものである。
- (3) 上記の事象から次の事由により不服を申し立てるものなり、
ア 許認可を司る行政は、「善意の節税者」か「悪意の税逃れ者」かを見極めることが正しい姿勢であり、一部の「悪意の税逃れ者」があることを理由に全例に「悪意の税逃れ者」への運用で統一することを条

例第14条を拡大解釈して運用していることに対して疑問であり、「善意の節税者」である審査請求人は当該納税を拒否する。また、条例及びその運用は他の地方自治体と比しても特異的で無理があると思う。

あわせて、処分庁の職員に対して（島田叡先生のごとく）正義の志を持って業務に当たるように再教育をお願いしたい。

イ 公共性において受益者負担が金銭負担の基本であるが、いずれも本件原動機付自転車にナンバープレートを装着しておらず、当然、一度も走行していないので審査請求人は当該納税を拒否する。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 軽自動車税は、賦課期日である4月1日において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、主たる定置場所在地において、その所有者に課するものとされている（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第442条の2第1項、法445条、条例第64条の2第1項、条例第66条）。軽自動車税は、軽自動車等を所有していることに対して課税される税金であり、軽自動車等について標識の交付を受けていない場合であってもこれを賦課期日において所有している限りは課税を免れることはできない。

(2) 本件についてみると、審査請求人は、平成29年4月1日及び平成30年4月1日の各時点において本件原動機付自転車を審査請求人の住所地

である神戸市 [] を主たる定置場として所有していたと認められるから、処分庁が審査請求人に対し本件処分1及び本件処分2を行ったことは適法である。

この点、審査請求人は、本件原動機付自転車に「ナンバープレートを装着しておらず、…一度も走行していない」と主張しているが、前述のとおり、軽自動車税は軽自動車等を所有していることに対して課税される税金であり標識の交付を受けておらずこれを使用していなかったとしても課税を免れることはできないから、審査請求人の上記主張は軽自動車税の課税を免れる理由にはならない。

また、審査請求人は、条例第14条を拡大解釈して運用していることに対して疑問である旨主張しているが、条例第14条は地方税の滞納者に対する「督促」に関する規定であり、軽自動車税の賦課処分とは無関係である。

(3) 結論

本件処分1及び本件処分2について他に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は、理由がないものとして行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和元年5月17日 第1回審議

令和元年6月14日 第2回審議

令和元年7月12日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件賦課処分について

(1) 軽自動車税は、賦課期日である4月1日において、軽自動車等に対し、主たる定置場所在地において、その所有者に課するものとされている（法第442条の2第1項、法445条、条例第64条の2第1項、条例第66条）。

軽自動車税は、軽自動車等を所有していることに対して課税される税金であり、軽自動車等について標識の交付を受けていない場合であってもこれを賦課期日において所有している限りは課税を免れることはできない。

(2) 本件についてみると、審査請求人は、平成29年4月1日及び平成30年4月1日の各時点において本件原動機付自転車を審査請求人の住所地である神戸市 [] を主たる定置場として所有していたと認められるから、処分庁が審査請求人に対し本件処分1及び本件処分2を行ったことは適法である。

この点、審査請求人は、本件原動機付自転車に「ナンバープレートを装着しておらず、…一度も走行していない」と主張しているが、前述のとおり、軽自動車税は軽自動車等を所有していることに対して課税される税金であり標識の交付を受けておらずこれを使用していなかったとしても課税を免れるることはできないから、審査請求人の上記主張は軽自動車税の課税を免れる理由にはならない。

また、審査請求人は、条例第14条を拡大解釈して運用していることに対する疑問である旨主張しているが、条例第14条は地方税の滞納者に対する「督促」に関する規定であり、軽自動車税の賦課処分とは無関係である。

2 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

よって、本件処分1及び本件処分2は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之